

兵庫県公報

平成28年3月1日 火曜日 第2777号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政書士法に基づく業務停止命令（市町振興課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	2
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	3
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	4
○ 土地区画整理事業の終了の認可（市街地整備課）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	5
公 告	
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	6
○ 同 上（同）	6
病院局公告	
○ 入札公告（県立姫路循環器病センター）	7
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	13

告 示

兵庫県告示第183号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次の行政書士に1月間の業務の停止の処分をした。
平成28年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 住所及び氏名
姫路市北条梅原町85リゾティ北条103号
田 中 浩
- 2 登録番号
日本行政書士会連合会登録番号 02303452
- 3 業務停止期間
平成28年3月2日から1月間

~~~~~

### 兵庫県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成28年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宝塚市玉瀬字イツリハ1の77、1の82

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第185号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打1丁目16番11の一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第186号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打1丁目120番、121番及び124番の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物



**兵庫県告示第187号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成28年2月16日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 株式会社川口建設

主たる営業所の所在地 尼崎市西難波町3-31-9

代 表 者 の 氏 名 川 口 和 憲

許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-25,27）第218655号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）または建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事または民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成28年3月1日から同月3日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社川口建設は、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建築工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。



**兵庫県告示第188号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

(2) 作業期間

平成27年7月21日から平成28年2月10日まで

(3) 作業地域

西脇市、三木市及び朝来市

2 (1) 作業種類

基本測量（精密水準測量）

(2) 作業期間

平成27年7月21日から平成28年2月10日まで

(3) 作業地域

尼崎市及び西宮市



**兵庫県告示第189号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成28年2月22日から同年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市大庄中通四丁目外



**兵庫県告示第190号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 4. 614号園田豊中線
- 3 事業施行期間  
昭和58年3月25日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第191号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名   | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名                      | 地 番                                                                                                           |
|---------|-------|-------|------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 笹 部 (1) | 川 西 市 |       | 笹 部  | 上 竹 谷<br>奥北ノ谷<br><br>三 丁 目 | 15番の一部、15番地先の道路敷の一部<br>2番1、3番の一部、2番1地先の道路敷の一部、3番地先の道路敷の一部<br>1番1、1番2の一部、1番3、2番2、432番、433番1、433番2、434番から436番まで |



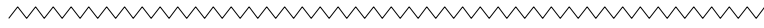
**兵庫県告示第192号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成28年2月15日
- 2 被処分者  
商号又は名称 有限会社プロバ  
代表者氏名 河 村 誠 一  
事務所所在地 姫路市増位新町1-24 花の北モール2-13  
免 許 番 号 兵庫県知事(3)第451124号  
免 許 年 月 日 平成26年9月28日
- 3 処分をした者  
中播磨県民センター長
- 4 処分の内容  
平成28年3月4日から同月25日までの22日間の業務停止
- 5 業務停止の範囲  
宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第193号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパークB地区土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
大和ハウス工業株式会社
- 2 事業施行期間  
平成22年12月7日から平成28年3月31日
- 3 施行地区  
三田市上内神字須丸の全部  
同 市上内神字萩ノ尾、字北山、字王子、字地藏田及び字大藪の各一部  
同 市下相野字北山、字此手及び字大藪の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパークB地区土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日  
平成22年12月6日
- 6 終了認可の年月日  
平成28年2月18日



**兵庫県告示第194号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成28年3月14日から適用する。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表株式会社 三井住友銀行の項中

|   |         |          |   |
|---|---------|----------|---|
| 「 | 同 飾磨支店  | 姫路市飾磨区清水 | 」 |
|   | 同 姫路南支店 | 姫路市白浜町甲  |   |

を

|   |        |          |   |
|---|--------|----------|---|
| 「 | 同 飾磨支店 | 姫路市飾磨区清水 | 」 |
|   |        |          |   |

に改める。

**公 告**

**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 姫路フォーラス  
所在地 姫路市東駅前町100番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

- 10, 184平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1, 000平方メートル以下となる日  
平成28年1月31日
- 5 届出年月日  
平成28年2月3日



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ドラッグコスモス多可店  
所在地 多可郡多可町中区森本165-1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により多可町から聴取した意見の概要
  - (1) 交通安全について  
店舗開業に伴い交通量が増大することが予想されるため、利用者等の事故防止に努めること。
  - (2) 騒音について  
騒音に対して苦情が出た場合、誠意をもって対応に努めること。
  - (3) 周辺自治会について  
周辺自治会からの意見に十分配慮して、不安がないよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年3月1日から1週間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ハローズ東姫路店  
所在地 姫路市阿保甲7-33ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
  - (1) 街並みづくり等への配慮
    - ア 景観法に基づく景観計画区域内の行為届出書が必要である。
    - イ 屋外広告物条例に基づく許可申請が必要である。
  - (2) 開発行為に関する事項  
姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の第12条に基づく手続きを行うこと。
  - (3) 駐車場に関する事項  
出口付近の構造について、当該出口から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できること。（駐車場法施行令第7条第1項第5号）

## (4) 騒音発生に係る事項

ア 付帯設備である空調機用室外機、冷凍機用室外機及び換気ファン（送風機）が、環境の保全と創造に関する条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」又は姫路市公害防止条例第23条に基づく「騒音に係る施設」に該当する場合、条例に基づく届出を確実にすること。

「騒音に係る特定施設等」圧縮機（動力が7.5キロワット以上のもの）

「騒音に係る施設」送風機（定格出力が2.25キロワット以上のもの）

イ 店舗及び駐車場と隣接している住居が多いため、騒音苦情が発生した際の対策について十分に検討し、騒音苦情が発生した際は、速やかに対策を行うこと。

## (5) 阿保土地区画整理事業との調整

ア 都市計画道路大日線、阿保公園線、区画道路等の周辺道路は今後、順次整備を進めるため、阿保土地区画整理事業施行者姫路市（以下、「土地区画整理施行者」という。）と協議し、十分に調整を図ること。

イ 店舗・駐車場の建築物及び工作物については、土地区画整理法第76条の許可を得ること。また、旧県道姫路環状線等の道路拡幅については、土地区画整理施行者と施工協議を行うこと。

ウ 旧県道姫路環状線や区画道路への路面標示については、姫路警察署と協議し、土地区画整理施行者の承認を得ること。

エ 店舗・駐車場の建築に当たっては、騒音・粉塵・振動等により周辺住民の迷惑とならないよう十分注意すること。また、排水等については地元農区とも十分に協議すること。

オ 大規模小売店舗の設置者が都市計画道路大日線及び阿保公園線や区画道路、また、旧県道敷等の土地区画整理事業施行者管理地（以下、「施行者管理地」という。）に設置する一切の構造物の設置、管理、撤去に係る費用は設置者の負担とする。また、住民等から上記の設置及び撤去に係る工事の苦情や事故等については、全て設置者の責任において処理すること。

カ 都市計画道路大日線は、数年後には中央分離帯を有する4車線道路へと整備する予定であるが、当該店舗の開店初期の混雑回避のために、暫定措置として右折車線の設置を容認するものであり、4車線道路への整備工事のために、右折車線を廃止する必要があることを予め了承しておくこと。

キ 都市計画道路大日線や阿保公園線、区画道路の築造、宅地整地等の工事施工に伴い、進入・退出経路の変更や出入口の封鎖、変更を行う必要が生じた場合は、速やかに対応するとともに、出入口や店舗標識の変更等に対する補償を求めないこと。

ク 進入・退出経路上の住民には十分な説明を行い、理解を得ること。また、通過車両の増大に伴う近隣住民からの苦情については全て設置者が対応すること。

ケ 来店者が周辺道路等の「施行者管理地」に駐車しないよう対策をとり、仮に駐車を発見した場合は、設置者が対応すること。

コ これらの条件に全面的に協力する旨の文書を姫路市あてに提出すること。

## 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

## (2) 縦覧期間

平成28年3月1日から1月間

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立姫路循環器病センター病院長 向 原 伸 彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

県立姫路循環器病センター本館空調機AC1更新工事

## (2) 工事場所

姫路市西庄甲520

(3) 工事概要

工種 管工事

本館用空調機の更新

(4) 施工期間

着工の日から平成28年10月31日（月）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成28年3月下旬予定

(9) 支払条件

ア 年割支払 有

各年度における支払予定額は、おおむね次の割合による。

平成27年度0%、平成28年度100%

イ 前払金 有

ウ 中間前払金 有

エ 部分払 有

履行期間中2回以内とする。

オ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県中播磨県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成27年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてB等級（技術・社会貢献評価値数値10点以上の者に限る。）に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社小野設計

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者



ケ 兵庫県発注の建築工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日(確認基準日)までに完了しない者は、建築工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係(原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成28年3月1日(火)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒670-0981 姫路市西庄甲520

兵庫県立姫路循環器病センター総務部経理課

電話(079)293-3131 内線2107

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成28年3月1日(火)から同月9日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

前記4(2)に同じ

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成28年3月1日(火)から同月9日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札(事後審査型)入札参加申込書(様式2号の2)

イ 設計図書貸与申込書(様式9号)

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

## 7 設計図書に対する質問

### (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

#### ア 提出期間

平成28年3月2日（水）から同月14日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 提出場所

前記4(2)に同じ

### (2) 回答書の閲覧

#### ア 閲覧期間

平成28年3月16日（水）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ

## 8 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時

平成28年3月23日（水）午前10時

### (2) 入札及び開札の場所

姫路市西庄甲520

兵庫県立姫路循環器病センター 新館5階中会議室

### (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

### (4) 入札保証金

免除する。

### (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛ての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(ロ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

#### 13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。

(4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年3月1日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

表高砂市の項中

「

|                |               |
|----------------|---------------|
| 高砂市勤労者総合福祉センター | 高砂市阿弥陀町生石52-3 |
|----------------|---------------|

」

を

「

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 高砂市勤労者総合福祉センター  | 高砂市阿弥陀町生石52-3   |
| 高砂市ユアアイ福祉交流センター | 高砂市高砂町松波町440-35 |

」

に改める。